

新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について

平成 16 年 3 月 2 日
 関係省庁申合せ
 平成 16 年 3 月 4 日一部改正
 平成 16 年 3 月 11 日一部改正
 平成 16 年 3 月 19 日一部改正
 平成 17 年 10 月 28 日一部改正
 平成 18 年 9 月 7 日一部改正
 平成 18 年 11 月 27 日一部改正
 平成 19 年 1 月 9 日一部改正
 平成 19 年 10 月 26 日一部改正
 平成 20 年 8 月 29 日一部改正
 平成 21 年 8 月 7 日一部改正
 平成 21 年 12 月 18 日一部改正
 平成 23 年 8 月 15 日一部改正
 平成 25 年 4 月 18 日一部改正
 平成 26 年 12 月 22 日一部改正
 平成 27 年 10 月 22 日一部改正
 平成 28 年 10 月 3 日一部改正
 平成 29 年 7 月 24 日一部改正
 平成 29 年 8 月 2 日一部改正
 平成 30 年 4 月 6 日一部改正

- 1 新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等の人への感染について、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。
- 2 対策会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長	内閣危機管理監
副議長	内閣官房副長官補（内政担当） 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 兼 厚生労働省医務技監
構成員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 内閣官房内閣審議官（新型インフルエンザ等対策室長） 内閣官房内閣審議官（健康・医療戦略室次長） 内閣官房内閣審議官（内閣広報室） 内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室） 内閣官房内閣審議官（危機管理審議官） 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局総括調整統括官 内閣府大臣官房総括審議官 内閣府食品安全委員会事務局長 警察庁警備局長

金融庁総務企画局総括審議官
消費者庁次長
復興庁統括官
総務省大臣官房長
消防庁次長
法務省矯正局長
法務省入国管理局長
外務省地球規模課題審議官
外務省領事局長
財務省大臣官房総括審議官
文部科学省大臣官房総括審議官
文部科学省初等中等教育局長
厚生労働省大臣官房審議官（危機管理、科学技術・イノベーション、国際調整、がん対策担当）
厚生労働省健康局長
厚生労働省医薬・生活衛生局長
厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官
農林水産省消費・安全局長
経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官
資源エネルギー庁長官
中小企業庁長官
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
国土交通省航空局長
海上保安庁海上保安監
環境省自然環境局長
原子力規制庁次長
防衛省大臣官房衛生監
防衛省統合幕僚監部総括官

- 3 対策会議に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で議長の名指する官職にある者とする。
- 4 対策会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、対策会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。